

厚生労働省北海道労働局「働き方改革、正社員転換・待遇改善実現」推進本部 設置要綱

1 目的

平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」において、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

さらに、平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略改訂2015』」において、正社員転換・待遇改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速していくことが盛り込まれ、政府として正社員転換・待遇改善の実現に向けた対策に取り組んでいくこととされたところである。

加えて、平成29年3月28日に働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」では、「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革である」とし、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正等の取組を行うこととしている。また、同実行計画を受けて国会に提出された「働き方改革関連法案」が平成30年6月29日に国会において可決成立したところである。

こうしたことから、働き方改革の実現と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図るとともに、働き方改革関連法に基づく対策の推進を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向けた対策を推進するため、北海道労働局に、「働き方改革、正社員転換・待遇改善実現」推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー（別紙参照）

- (1) 本部長 労働局長
- (2) 副本部長 総務部長、雇用環境・均等部長、労働基準部長、職業安定部長
- (3) 本部員 企画課長、指導課長、監督課長、健康課長、職業安定課長、職業対策課長、北海道経済部労働政策局長、その他（労働局長が追加指名した者）

4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進及び正社員転換・待遇改善の実現のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進及び正社員転換・待遇改善の実現のための団体・企業への働きかけ

- (3) 働き方の見直し及び正社員転換・待遇改善の実現に向けた地域全体における気運の醸成
- (4) 働き方改革関連法に基づく対策の推進
- (5) その他働き方改革の促進及び正社員転換・待遇改善の実現のために必要な取組
- (6) 正社員転換・待遇改善の実現に向けた「地域プラン」の策定

5 会議

労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

6 庶務

本部の庶務は、雇用環境・均等部企画課において処理する。

(附則)

- 制定 本要綱は、平成27年1月27日から施行する。
- 改定 本要綱は、平成27年10月26日から施行する。
- 改定 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 改定 本要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 改定 本要綱は、平成30年7月10日から施行する。